

課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
班長	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
係長	係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。

を

課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する（特定事項を担当する課長にあつては、特定事項を掌理し、局長が指定する職員を指揮監督する。）。
課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
係長	係の事務を掌理し、係員を指揮監督する（特命事項を担当する係長にあつては、特命事項をつかさどる。）。

に改める。

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局事務決裁規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第2号

富山県企業局事務決裁規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局事務決裁規程（昭和62年富山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（課長の事務の代決）

第11条 課長（特定事項を担当する課長を除く。）が不在のときは、課長補佐又は特定事項を担当する課長（特定事項を担当する課長が掌理する事務に限る。）が

その事務を代決し、課長補佐もまた不在のときは、主務係長がその事務を代決する。

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第3号

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中キからクまでを削り、「ケ その他アからクまでに掲げる作業と同程度と所属長が認める危険な作業」を「キ その他アからカまでに掲げる作業と同程度と所属長が認める危険な作業」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 第5種

異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う次に掲げる災害応急作業

ア 巡回監視、応急作業又は災害状況の調査

イ 避難所運営等の業務

ウ 被災地に派遣されて行う保健医療福祉活動又は保健医療福祉調整本部等の指揮調整機能等の支援

エ その他異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う所属長が認める作業

第4条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 第5種 日額 680円（当該作業が午後10時後翌日の午前5時前の間におけ

るものであるときは 1,050円)

別表第1中「及び班長」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の富山県企業局企業職員給与規程第4条の3の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(危険作業手当の内払)

- 3 この管理規程による改正前の富山県企業局企業職員給与規程第4条の3の規定に基づいて、令和6年1月1日以後の分として支給を受けた危険作業手当は、この管理規程による改正後の富山県企業局企業職員給与規程第4条の3の規定による危険作業手当の内払とみなす。

(企・経営管理課)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により
管理者の権限を行う知事の所管に係る行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する規程の一部を改正する管理規程

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事の所管に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項及び第4項、第4条第1項及び第4項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項」を削る。

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)
